

受益者負担の適正化に関する基本方針（案）【概要版】

1 目的（基本方針 P1）

公の施設の使用料（以下「使用料」という。）について、受益者負担の適正化を図るため、「受益者負担の適正化に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定の上、必要な見直しを行うものです。

2 現状及び課題（基本方針 P2～3）

(1) 現状

- ア 使用料及びその減免基準については、平成 17 年の合併調整方針に基づく、平成 22 年度の見直し以降、新たな設備投資や消費税率の改定等の場合を除き、ほとんど見直しを行っていません。
- イ 使用料設定は、施設ごとに近隣の地方公共団体との比較や市の類似施設との均衡等を主な根拠としてきました。
- ウ 令和 3 年度においては、施設の管理運営等に経常的に要する経費（以下「経常的管理運営費」という。）に対する使用料収入の割合は 7%となっています。

(2) 課題

- ア 施設の経常的管理運営費に対して、利用者の負担額が少額である場合は、その不足分は市民全体が負担する税金等で賄うことになり、サービスを利用していない人にも負担が発生してしまいます。
- イ 使用料設定について、統一的な基準がなく、利用者にとどこまで負担を求めるか不明確となっています。
- ウ 減免制度の広範囲な適用は、利用者が受益の範囲内で経常的管理運営費の負担を求めるための使用料設定の意義を失わせてしまいます。

3 基本的な考え方（基本方針 P3～4）

- (1) 公の施設を利用する人と利用しない人との**負担の公平性を確保**します。
- (2) 施設サービスの提供に要する経費を算定基礎とし、**算定方法を明確化・統一化**します。
- (3) 施設サービスの提供に要する経費は使用料算定の基礎となることから、**効果的・効率的な行政サービスの提供**に努めます。
- (4) 負担の公平性の確保ため、減免制度を厳正に取扱うとともに、**減免適用を明確化・統一化**します。
- (5) 受益と負担の公平性を確保しながら、施設サービスの改善を目指すため、使用料の**定期的な見直し**を実施します。

4 対象とする使用料（基本方針 P4）

法令等により使用料を徴収できないもの等を除き、原則全ての公の施設の使用料を対象とします。

5 使用料の算定（基本方針 P5～9）

(1) 基本的な算定式

$$\text{使用料} = \text{原価（経常的管理運営費）} \times \text{受益者負担率（100\%）}$$

原価

使用料として利用者が負担する経費は、施設に係る全ての経費から施設整備経費（インシヤルコスト）及び大規模修繕等を除いた経常的管理運営費とし、この経費を使用料算定の基礎となる「原価」とします。

受益者負担率

使用料は、特定の利用者だけが得られるサービスの対価に対して負担するものであるため、受益者負担率は原則 100%とします。

6 減額・免除（基本方針 P10～11）

減免制度は「受益者負担の原則」を徹底するため、例外的な措置として厳正に取扱うとともに、可能な限り全施設に共通で適用する基準として明確化・統一化を図ります。

ただし、例外的な対応が必要なものについては、各施設で個別の基準として整理しますが、減免制度の拡大適用等の懸念があるため、施設間の統一性の担保を図ります。

7 適用時期（基本方針 P11）

基本方針に基づく使用料及び減免基準の見直しは、今後、適正な時期を見極め実施することとします。